

地方公共団体情報システムの標準化を求める意見書

政府は、令和2年12月に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定されました。

社会ではDX化が進み、地方公共団体においてもDX推進が図られている中、国は、同経済対策に基づき、令和2年度・令和3年度予算において、地方公共団体が円滑にシステムを移行するための経費として、約1,825億円を基金として計上しました。

計画では、令和4年夏までに、20業務についてシステムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年度から令和7年度にかけて、ガバメントクラウドの利用に向け、標準準拠システムに移行していく予定となっています。

しかし、地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で財政状況も厳しく、デジタル化に向けた人材不足も深刻な状態となっています。さらに、高齢者にはデジタル化に慣れていない方も多く、また、インターネット環境が整っていない地域もある状況です。

よって、政府は、地方公共団体情報システムの標準化に向け、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
2. 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

総務大臣

デジタル大臣